

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和5年住宅・土地統計調査 用品仕分・梱包及び運送業務 |
| (2) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約日から令和5年8月7日まで |
| (4) 履行場所 | 受注者が確保する保管場所 |

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条の規定による国土交通大臣の営業許可を有する者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事、建設関連業務、庁舎等管理業務、物品購入等及び一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置又は入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、次の書類を令和5年6月26日(月)午後5時までに(土日祝祭日を除く)に、17(2)の場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 入札参加者資格を証明する書類

- ① 入札参加資格審査申請書〔様式第1〕
- ② 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し、又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の控え、もしくは貨物軽自動車運送事業証明書の写し
- ③ 納税証明書(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目の納税証明書(様式第111号イ)及び消費税の納税証明書(税務署が発行する「その3の2」又は「その3の3」をいう。))の写し

(2) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。)を踏まえて、入札しなければならない。

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

また、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状の写しも提出すること。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名(「岩手県知事 達増拓也」とする。)

- (6) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代表者の印は不要であるが、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする。）

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和5年6月30日（金）午前10時30分

岩手県庁舎8階 建築住宅課入札室（岩手県盛岡市内丸10番1号）

（入札書を直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

- (1) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札金額に当該金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から14日間以上とすること。

- (2) 入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収票を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書を提出すること。なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約締結後において入札保証金還付請求書を提出し、入札保証金を請求するものとする。
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

10 入札への参加

- (1) 3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和5年6月27日（火）午後5時までにFAXにより通知する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札金額その他必要事項が判別できない場合
- (2) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (5) 入札金額を訂正した場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が同一回で入札書を2つ以上提出した場合
- (8) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

12 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

13 再度入札に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者が無い時は、入札を打ち切るものとする。

14 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力

団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約の条項は別添「契約書案」のとおりとする。

16 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和5年6月26日（月）午後5時までに書面により申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格審査申請者全員に対し令和5年6月28日（水）午後5時までに回答書をFAXにて通知する。

17 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
ふるさと振興部調査統計課生活統計担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号 019-629-5302
FAX 019-629-5309